

## 商標法第4条第1項第13号の規定の廃止に伴う経過措置

1. 平成24年3月31日以前に、第4条第1項第13号の規定に該当する旨の拒絶理由を通知していた商標登録出願であって、平成24年4月1日に、現に特許庁に係属している出願については、第4条第1項第13号の適用はしないものとする。

(理由)

1. 平成23年一部改正によって、商標法第4条第1項第13号の規定が廃止された。
2. 本規定の廃止は、出願人に対する早期の権利確保というユーザーのニーズに対応したものであるから、できるだけ早期に適用することがユーザーの利益に沿うものである。  
また、施行の際現に特許庁に係属している出願について混同が生ずる場合には、混同防止の一般規定である同第15号の適用等によって商標登録を排除することが可能である。
3. かかる観点から、本規定の廃止にあたっては、経過措置を設けず、施行日から適用することとしたことから、改正商標法施行時（平成24年4月1日）において、特許庁に係属中の商標登録出願については、上記のように取り扱うこととする。
4. なお、本取扱いは、第4条第1項第11号の適用に影響を与えるものではない。